

路地カルテ		(令和〇年〇月〇日作成 路地No. × ×)			
このカルテは建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可（以下、「接道許可」という）の要件のうち、通路要件の適合状況を確認するものです。					
		根拠資料			
場所	京都市●●町○番地、△番地、◇番地 (周辺地域の説明) ○○駅の東側、△△小学校に近接する住宅地である。		① 付近見取図 ② 現況図兼写真撮影位置図 ③ 現況写真		
立ち並び	<input type="checkbox"/> 基準時（昭和25年）に建築物が立ち並んでいる通路 <input type="checkbox"/> 昭和46年時点で建築物が立ち並んでいる通路 <input type="checkbox"/> 適用時（平成11年）に建築物が立ち並んでいる通路 備考【調査時点で26軒の立ち並びを確認】 （成り立ちの説明）昭和初期から住宅が立ち並んでいる通路である。		④ 平成11年航空写真		
幅員等	幅員	〇.〇～〇.〇m	延長	〇〇.〇m	⑤ 空地等周辺状況図
	通路後退	あり（空地等周辺状況図参照）	形状	L字型の行き止まり通路	
その他	<input type="checkbox"/> 門扉等の通行上支障のある物がない <input type="checkbox"/> けらば、軒先等の軽微な突出を除き、上空に建築物又は工作物がない			③ 現況写真	
担保性	通路の土地所有者及び接道許可申請時に同意書の提出が求められる範囲は以下のとおりです。ただし、同意書の提出が求められる範囲は、 <u>通路入口から計画敷地前の範囲の所有者に限り</u> ます。			⑥ 昭和46年航空写真 ⑦ 公図の写し ⑧ 通路の底地の登記事項要約書 ⑨ 所有者一覧と同意の要不要	
	区分	S46年時通路	同意	**町 地番	
	1	官地等		不要	
	2	民地	単独の筆	共有	不要
	3			一人の所有	要
	4	一体の筆	始端部権利者	要	●番地、△番地
	5		関係権利者	不要	□番地、★番地、☆番地
基準	京都市建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可に係る基準（令和4年3月17日改正）（以下、「許可基準」という）			第2章第3の1に該当	
(参考)	許可基準第2章第3の1の敷地・建築物に課される主な条件は以下のとおりです。 <b>【敷地の条件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>適用時以前に建築物が存していた敷地であること。</li> <li>適用時の敷地と同じ範囲であること（隣接敷地を合わせて一敷地とする場合を含む。）。</li> <li>通路後退については⑤空地等周辺状況図参照。</li> </ul> <b>【建築物の条件】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>専用住宅又は適用時の建築物と同じ用途であること。</li> <li>2階建て以下（地階なし）とすること。</li> <li>準耐火建築物とすること。</li> <li>通路を道路とみなして建築基準法等を適用すること。</li> </ul>				
注意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>本カルテはカルテ作成時点の許可基準に基づいて作成しています。許可基準は今後、変更される可能性があります。</li> <li>添付書類①～⑨は接道許可申請に使用できます。</li> </ul>				